

○鴻巣市住居表示整備審議会条例

昭和38年 7 月11日 条例第24号

(目的)

第1条 この条例は、鴻巣市住居表示整備審議会の設置、組織及び運営に関する事項を定めることを目的とする。

(設置及び所掌事務)

第2条 住居表示整備事業に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査審議をするため、鴻巣市住居表示整備審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 市の教育委員会の委員
- (2) 市の農業委員会の委員
- (3) 市内の公共的団体等の役員及び職員
- (4) 学識経験を有する者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、市民生活部市民課において処理する。

(雑則)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。